

公益社団法人 福岡県建築士会

福岡地域会 賛助会会則

平成 19 年 4 月 13 日制定

平成 24 年 6 月 12 日改定

平成 25 年 6 月 4 日改定

(名称)

第1条 本会は、「公益社団法人福岡県建築士会福岡地域会賛助会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、福岡県建築士会福岡地域会(以下「建築士会」という)の賛助会として、建築士会及び建築士地域会会員に賛助会の持つ知識・技術・製品情報を提供することにより業務の遂行に協力し、且つ賛助会員相互の業務拡大・発展と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 建築士会活動への協力
- (2) 賛助会員の業務発展に関する広報・啓発活動
- (3) レクリエーション活動
- (4) その他、本会の目的を達成する為に必要な活動

(会議)

第4条

1. 本会の会議は、総会、役員会、委員会とし、会長がこれを招集する。
2. 総会は、毎年1回開催する。ただし会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。
3. 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
4. 総会の議決は、出席者(委任状含む)の過半数をもって決する。

(役員)

第5条

1. 本会に次の役員を置く。又その任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 若干名
2. 役員は、総会において選出する。

(賛助会員の資格)

第6条

1. 本会に入会を希望する企業は、建築士会あるいは賛助会員の推薦を必要とする。
2. 賛助会会員は、建築士会及び賛助会役員会の承認を得て入会した団体あるいは個人とする。

(資格喪失)

- 第7条 資格の喪失は会員が下記に該当する場合、役員会の決議により決定する。
- (1) 会費を1年以上納入しない場合
 - (2) 会員より退会の申し出のあった場合
 - (3) 特別の事由が認められる場合

(会費)

- 第8条
1. 本会の会費は別途定める。
 2. 会期中で入会する場合で、残余期間が3カ月に満たない時、会費は新年度分として処理する。
 3. すでに納められた会費の返却は認めない。

(会計及び監査)

- 第9条
1. 事業及び会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
 2. 役員会において、以下の会計監査役を選任する。

役員幹事より	1名
正会員より	1名
 3. 会計監査役は会計年度終了に従い会計監査を行う。

(会則の変更)

- 第10条 本会則の変更は会員の発議に基づき、賛助会総会の決議により実施する。

(定めなき事項)

- 第11条 本会則に定めのない事項については、賛助会役員会において協議の上取り決める。

- 附則
- (1) この会則は、平成24年6月12日より施行する。
 - (2) この会則は、平成25年6月4日より施行する。